

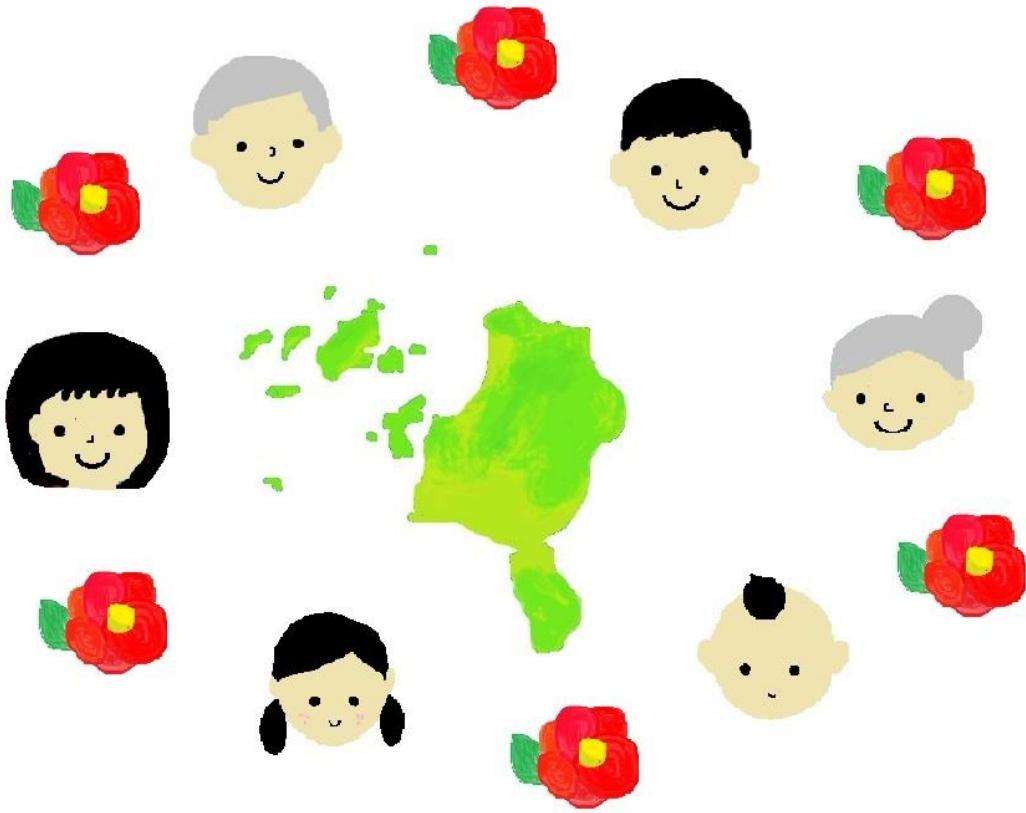
松山市わが家の リフォーム応援事業

【平成 30 年度 申請の手引】



松山市 住宅課

平成 30 年度



住み続けたいまち 「まつやま」の 創生を目指して…。

**松山市は、永く松山に住んでいただくため、住環境を
良好にするリフォーム工事を応援します。**

申請の案内



【1. 事業概要について】

- 申請する前に必ず読んでください

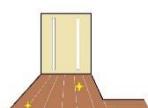
P2～P6



【2. 長寿命・省エネタイプの申請】

- 建物の劣化を防ぐ「長寿命」工事を実施
- 「省エネ」基準に適合させる工事を実施

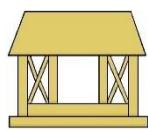
P7～P8



【3. バリアフリータイプの申請】

- 高齢者や障がい者が安心して生活するための「バリアフリー」工事を実施

P9～P12



【4. 安全・安心(耐震)タイプの申請】

- 「木造住宅耐震改修等補助事業」に該当する工事に併せて住環境向上工事を実施

P13



【5. 子育て応援タイプの申請】

- 同居者に18歳未満又は妊娠している者がいる世帯が住環境向上工事を実施

P14



【6. その他の工事内容及び加算について】

- 住環境向上工事
- 補助対象とならない工事
- 加算の申請書類

P15～P17



【7. 補助交付手続】

- 手續の流れ
- 提出書類の詳細

P18～P38



【8. その他】

- 注意事項
- リフォームQ & A

など

P39～P49

1. 事業概要について

◆申請ができる人◆ 次のすべてに該当する人（単身赴任者を含む）

- (1) リフォーム工事を行う住宅を所有し、現在その住宅に住んでいる人又は実績報告時までに住む人
- (2) 市内に事業所等を有するリフォーム業を営む者と工事請負契約を締結する人
- (3) 実績報告後、松山市が行う現地確認を受けることができる人

【所有等に関する申請可否の例】

住宅の所有者	居住者	申請の可否
申請者	申請者	○
申請者（単身赴任者）	申請者の配偶者	○
申請者（登記手続中）	申請者	△（※1）
申請者の父・祖父（故人）	申請者	△（※2）
申請者	一般人（賃貸）	×

※1 実績報告までに登記手続が完了する見込みであれば申請可。（売買契約済に限る）

※2 住宅課へ相談してください。



ご注意ください！以下のような方は申請できません。

- (1) 「住まいのリフォーム補助金」(H26～27)に基づく補助金を受けている人
- (2) 既に「わが家のリフォーム応援事業補助金」の交付を受けている人
- (3) 「住宅ストック循環支援事業」(国土交通省)の補助金を受けている人
- (4) 市税を滞納している人（市内外を問わず）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員



◆申請ができる住宅◆

市内にある戸建住宅又は集合住宅（賃貸は除く）で、申請者が所有している住宅
※離れなどは対象外です。

売買契約済で、実績報告までに申請人に名義変更する住宅
※未登記の建物は対象外です。

【住宅の種類・所有状況による申請可否の例】

住宅の種類	住宅の所有状況	申請の可否
戸建住宅	申請者	○
戸建住宅	法人（社宅等）	×
分譲マンション	申請者（部分登記）	△（※1）
併用住宅（※2）	申請者	△（※3）
賃貸住宅・賃貸マンション	申請者（賃借人）	×
賃貸住宅	申請者（オーナーが居住部分を部分登記している）	△（※4）

※1 申請者が所有している専有部分の改修については申請可。ただし、共有スペースは対象外。

※2 延床面積の1/2以上が居住に使用しており、建物内部で行き来できるもの。

※3 住宅の外壁・屋根及び居住に使用しているスペースの改修に限る。

※4 申請者が居住に使用しているスペースの改修に限る。

◆申請対象工事◆

○補助金交付決定後、施工業者と工事請負契約を締結する工事

○松山市内に事業所等を有するリフォーム事業を行っている法人又は市内に住所を有するリフォーム事業を行っている個人業者が行う工事

○基本工事である4タイプの工事費が50万円（税抜）以上のリフォーム工事

○補助金交付決定後に契約・着工し、原則交付決定日から4カ月以内に工事を完了し、平成31年3月29日(金)までに実績報告書を提出できる工事

※実績報告の提出がない場合は、原則交付決定の取消を行います。



エアコンや照明器具など家電製品の設置工事は対象外となります。

◆工事依頼できる業者の要件◆

- 市内に住所を有する個人事業者で、リフォーム事業を営む者
- 市内に事業所等を有する法人で、リフォーム事業を営む者
(市内に事業所等を有することの確認は、受付後松山市にて行い、確認できない場合は、確認できる書類の提出を求める場合があります)
- ※事業所等とは、松山市内の営業活動の拠点機能として、営業担当者が常駐し、当該営業所で請負契約の締結権限を有すること。
- ※見積書・契約書・領収書は、松山市の契約権限を有する場所の住所・代表者の記入が必要です。

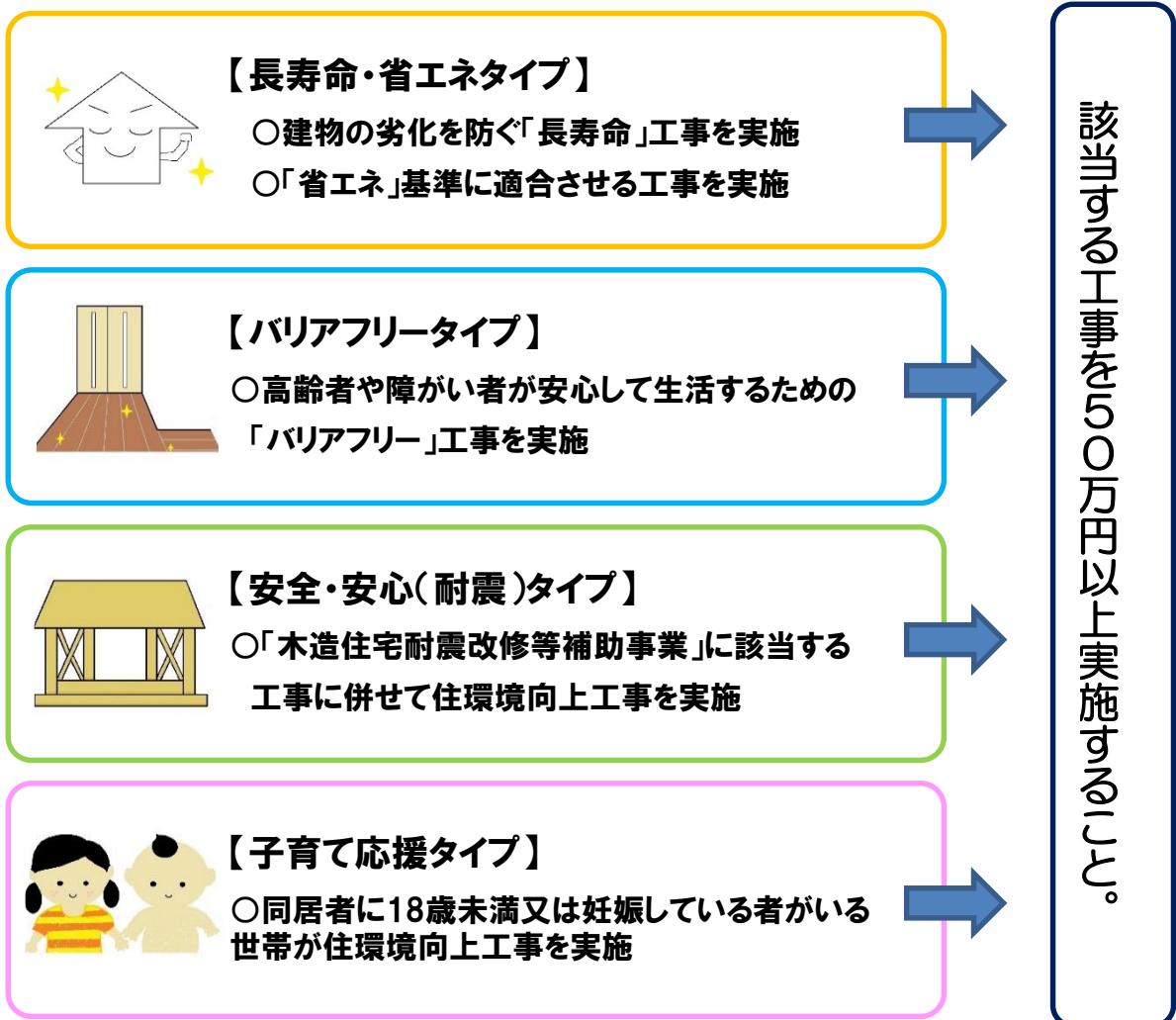
◆申請の受付期間・受付窓口◆

	募集枠	事前申請期間	抽選日 (※1)⚠	本申請期間	受付場所	受付時間
第1期	一億円分	平成30年5月10日(木) ～ 平成30年5月25日(金)	平成30年5月30日(水)	平成30年6月1日(金) ～ 平成30年8月30日(木)	窓口のみ (郵送での受け付けはできません)	平日 8:30 ～ 17:00
第2期	五千万円分	平成30年9月12日(水) ～ 平成30年9月21日(金)	平成30年9月25日(火)	平成30年10月1日(月) ～ 平成30年12月21日(金)	松山市役所 本館7階 住宅課	※土日・祝日を除く

(※1)⚠

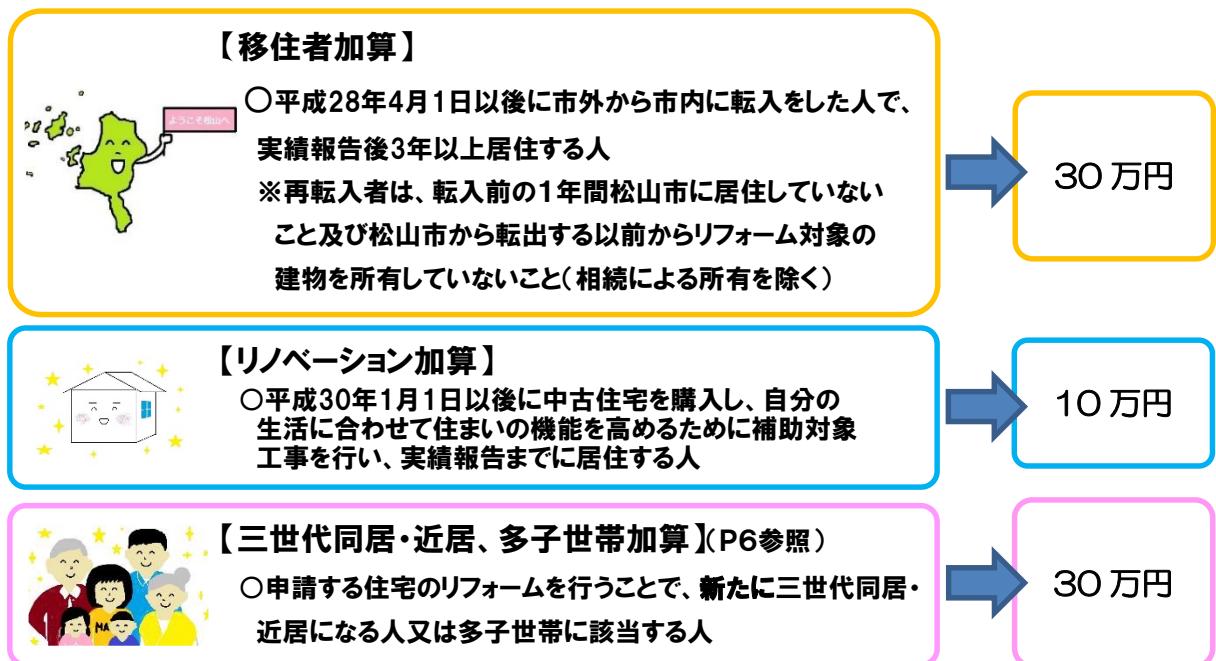
- 事前申請額が募集枠を上回ったときは、抽選を行います。
- 事前申請額が募集枠に満たないときは、抽選は行わず、事前申請者全員が本申請の対象者となります。その場合、申請額の残額がそれぞれの募集枠に達するまで、第1期 7月9日(月)、第2期 11月5日(月)より本申請を受け付けます。(詳細は「広報まつやま」7月1日号および11月1日号でご案内する予定です)
- 抽選の有無については、市ホームページに掲載します。電話での問い合わせも可能です。
- 抽選が行われた場合、結果は市ホームページに掲載します。電話での問い合わせも可能です。また、抽選日後10日を目途に、すべての申請者の方に当選番号を書面で通知いたします。
- 抽選が行われない場合、事前申請期間終了後2週間を目途に、すべての申請者の方に本申請の案内を書面にて郵送いたします。

◆基本工事（必須）の4タイプ◆



※2タイプ以上の合算で50万円を超えても対象外です。

◆加算措置◆



◆補助金額の算定◆

補助金額は、「**基本額**」と「**加算額**」の合計額となります。

【基本額】



【補助金額】



【注意点】

- ※ 基本額は、限度30万円となります。
- ※ 補助金額が補助対象経費（税抜）の2分の1を上回る場合は、補助対象経費の2分の1を補助金額とします。
- ※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

◆用語説明◆

補助対象経費・・・基本工事額と住環境向上工事額の合計

三世代・・・・・親、子、孫（18歳未満及び妊娠中の子どもに限る）等

三世代近居・・・リフォーム工事に併せて、親・子・孫等の三世代からなる子育て世帯を含む二つの世帯が新たに近く（1kmの範囲内）で居住を行うこと（近居世帯の住宅は、補助申請者又その配偶者と親・子・孫等の関係にある人又はその配偶者が所有し、かつ、その住宅で居住することが必要です）

多子世帯・・・・同居者に18歳未満の者が3人（妊娠中の子どもも含む）以上いる世帯

2. 長寿命・省エネタイプの申請

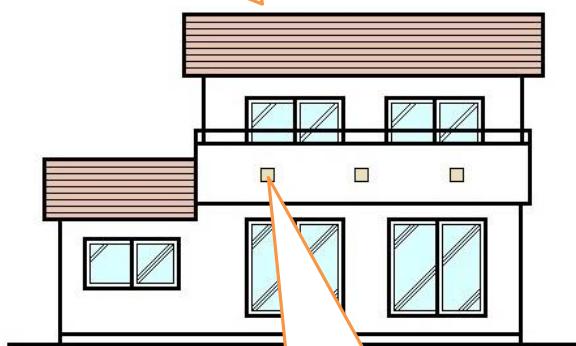
◆長寿命・省エネタイプに該当する工事◆

「長寿命」・「省エネ」それぞれに該当する工事を 50 万円以上行う人が対象。

(例)

「長寿命」

屋根全面のふき替え・防水・塗装等

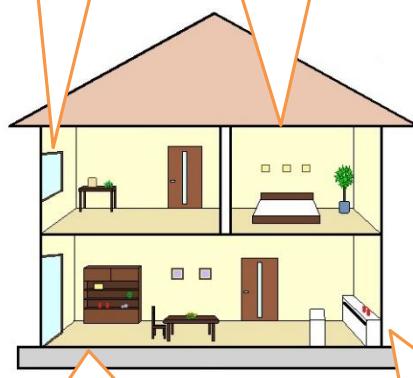


外壁全面の張替え・塗装

「省エネ」

窓（必須）の改修

窓（必須）+天井の改修



窓（必須）+床の改修

窓（必須）+壁の改修

※屋根・外壁工事と同時にを行う権工事を含む

※平成 25 年省エネ基準適合

◆本申請に必要な書類◆

本申請時の提出書類	詳細ページ
① 補助金交付申請書	⇒ P25
② 写真（全景・工事予定場所）	⇒ P21
③ 住民票の写し（原本）	⇒ P21
④ 市税を滞納していないことを証する書類（完納証明）	⇒ P21
⑤ 登記事項証明書（建物）	⇒ P21
⑥ 見積書（部屋別、工種別に数量が分ること）	⇒ P22, 28
⑦ 暴力団排除に係る誓約書	⇒ P22
⑧ 各種同意書	⇒ P22
⑨ 振込先銀行等口座番号確認書	⇒ P22
⑩ 対象住宅の位置図（地図）	⇒ P22
⑪ 工事内容を記載した各階平面図	⇒ P23, 32
⑫ 省エネ改修工事内容確認書（省エネ工事として申請する場合）	⇒ P23, 27
⑬ 委任状（代理人申請の場合）	⇒ P23

◆工事内容詳細◆

【長寿命タイプ】

○住宅の長寿命化を目的とする工事で、次のいずれかに該当する（シールのみの打替え工事を除く）工事を50万円以上行うもの。

- (1) 屋根のふき替え、防水、塗装その他屋根工事
- (2) 外壁の張替え、塗装その他外装工事

【省エネタイプ】

○住宅の省エネ化を促進する目的の下記の工事を50万円以上行うもの。

○省エネタイプは、居室単位で窓を平成25年省エネ基準相当に適合させる必要があります。

○居室の窓が平成25年省エネ基準相当に適合しない場合は、床・壁・天井の改修は、対象になりません。

●窓●（必須）

平成25年省エネ基準（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）をいう。以下同じ）に適合させる工事

●天井●

天井の断熱性能を高める工事で、平成25年省エネ基準に適合するもの（注）

●壁●

壁の断熱性能を高める工事で、平成25年省エネ基準に適合するもの（注）

●床●

床の断熱性能を高める工事で、平成25年省エネ基準に適合するもの（注）



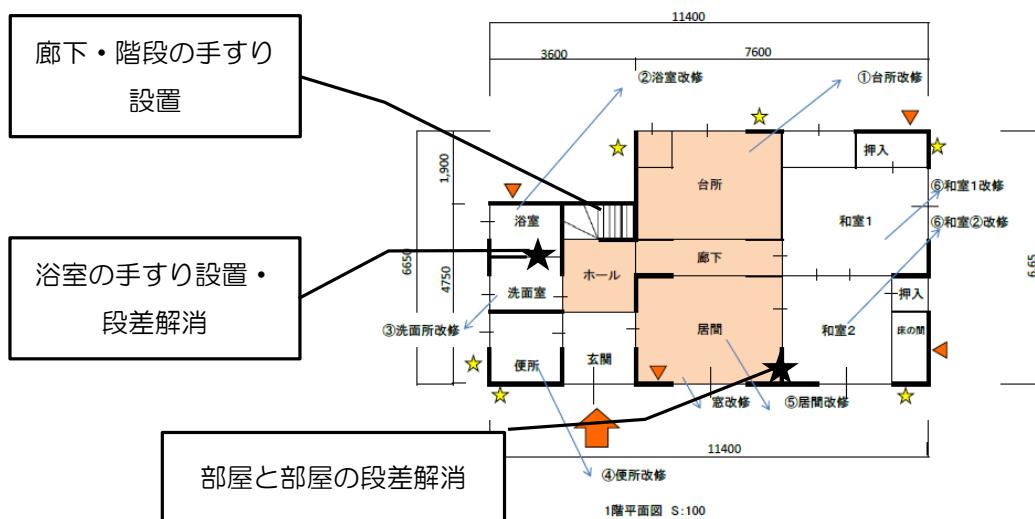
省エネタイプを選択する者は、居室ごとに、窓のリフォーム基本工事を行う場合に限り、その部屋の天井、壁又は床のリフォーム基本工事を行うことができます。ただし、部屋のすべての窓が平成25年省エネ基準相当に適合している場合は、この限りではありません。

3. バリアフリータイプの申請

◆バリアフリータイプに該当する工事◆

松山市が規定するバリアフリー工事（P10～P12参照）を50万円以上行う人が対象。

（例）



◆本申請に必要な書類◆

本申請時の提出書類	詳細ページ
① 補助金交付申請書	⇒ P25
② 写真（全景・工事予定場所）	⇒ P21
③ 住民票の写し（原本）	⇒ P21
④ 市税を滞納していないことを証する書類（完納証明）	⇒ P21
⑤ 登記事項証明書（建物）	⇒ P21
⑥ 見積書（部屋別、工種別に数量が分ること）	⇒ P22, 28
⑦ 暴力団排除に係る誓約書	⇒ P22
⑧ 各種同意書	⇒ P22
⑨ 振込先銀行等口座番号確認書	⇒ P22
⑩ 対象住宅の位置図（地図）	⇒ P22
⑪ 工事内容を記載した各階平面図	⇒ P23, 32
⑫ 委任状（代理人申請の場合）	⇒ P23

◆工事内容詳細◆

高齢者の居住の安定のため、該当箇所について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成13年国土交通省告示第1301号）の基本レベルに適合させる下記の工事を50万円以上行うもの

●階段● （次に掲げるすべての要件を満たす工事）

- ①勾配が22/21以下であり、けあげ寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。
- ②蹴込みが30mm以下であること。
- ③①に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、①の規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。
 - a. 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
 - b. 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
 - c. 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

※上記の工事以外で補助対象となるもの。

既存の状況により上記階段の設置が不可能な場合、改良によりその勾配を緩和する工事

●廊下● （次に掲げるすべての要件を満たす工事）

- ①日常生活空間の通路の有効な幅員が780mm（柱等の箇所にあっては750mm）以上であること。
- ②日常生活空間内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。以下同じ）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む）が750mm（浴室の出入口にあっては600mm）以上であること。

※上記の工事以外で補助対象となるもの。

介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を既存より拡張する工事

●浴室● (次に掲げるすべての要件を満たす工事)

- ①浴室の短辺が、一戸建ての住宅にあっては内法寸法で 1,300mm 以上、一戸建ての住宅以外の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては内法寸法で 1,200mm 以上であること。
- ②浴室の面積が、一戸建て住宅にあっては内法寸法で 2.0 m²以上、一戸建て住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては内法寸法で 1.8 m²以上であること。

※上記の工事以外で補助対象となるもの。

固定式の移動台、踏み台その他高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

●便所● (次に掲げるすべての要件を満たす工事)

- ①長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む）が内法寸法で 1,300mm 以上であること。
- ②便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む）が 500mm 以上であること。

※上記の工事以外で補助対象となるもの。

- 便器を便座式のものに取り替える工事
- 便座式の便器の座高を高くする工事

●床● (次に掲げるいすれかの要件を満たす工事)

- ①日常生活空間の床が、段差のない構造（5mm 以下の段差が生じるものを含む。以下同じ）であること。
- ②玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外部の高低差を 20mm 以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を 5mm 以下としたもの
- ③浴室の出入口の段差で、20mm 以下の単純段差（立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ）としたもの又は浴室内外の高低差を 120mm 以下、またぎ高さを 180mm 以下とし、かつ、手すりを設置したもの

●建具●

建具が開放しやすく、かつ、安全性に配慮したものであること。また、建具の取っ手、引き手及び鍵が使いやすい形状のものであり、適切な位置に取り付けられていること。

※上記の工事以外に補助対象となるもの。

- 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
- 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

●その他●

手すり（次に掲げるいずれかの要件を満たす工事）

- 階段の手すりにあっては、少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置に設けられていること
- 便所の立ち座りのためのもの
- 浴室の出入りのためのもの
- 玄関の上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのもの
- 脱衣場の衣類の着脱のためのもの
- 転落防止のためのもの

床及び壁の仕上げ

- 住戸内の床・壁の仕上げは、滑り、転倒等に対する安全性に配慮したもの

※上記の工事以外で補助対象となるもの。

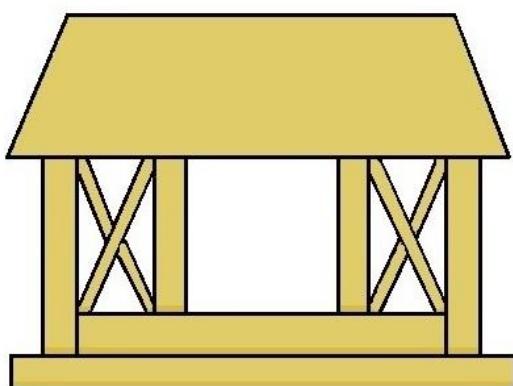
- 便所、浴室、脱衣室その他の居室又は玄関及びこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 便所、浴室、脱衣室その他の居室又は玄関及びこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

4. 安全・安心（耐震）タイプの申請

◆安全・安心（耐震）タイプに該当する工事◆

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅で、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付に係る耐震改修工事に併せて住環境向上工事を50万円以上行う人が対象

耐震改修工事



住環境向上工事（P15参照）



◆本申請に必要な書類◆

本申請時の提出書類	詳細ページ
① 補助金交付申請書	⇒ P25
② 写真（全景・工事予定場所）	⇒ P21
③ 住民票の写し（原本）	⇒ P21
④ 市税を滞納していないことを証する書類（完納証明）	⇒ P21
⑤ 登記事項証明書（建物）	⇒ P21
⑥ 見積書（部屋別、工種別に数量が分ること）	⇒ P22, 28
⑦ 暴力団排除に係る誓約書	⇒ P22
⑧ 各種同意書	⇒ P22
⑨ 振込先銀行等口座番号確認書	⇒ P22
⑩ 対象住宅の位置図（地図）	⇒ P22
⑪ 工事内容を記載した各階平面図	⇒ P23, 32
⑫ 松山市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書のコピー（受付印のあるもの）	
⑬ 委任状（代理人申請の場合）	⇒ P23

※耐震改修工事の内容が分かる図面及び見積書を、実績報告時までに提出してください。

5. 子育て応援タイプの申請

◆子育て応援タイプに該当する工事◆

子育て世帯（18歳未満の人又は妊娠している人がいる世帯）の人が、住環境向上工事を50万円以上行う人が対象。

住環境向上工事（P15参照）



子育て世帯

◆本申請に必要な書類◆

本申請時の提出書類	詳細ページ
① 補助金交付申請書	⇒ P25
② 写真（全景・工事予定場所）	⇒ P21
③ 住民票の写し（原本）※世帯全員	⇒ P21
④ 市税を滞納していないことを証する書類（完納証明）	⇒ P21
⑤ 登記事項証明書（建物）	⇒ P21
⑥ 見積書（部屋別、工種別に数量が分ること）	⇒ P22, 28
⑦ 暴力団排除に係る誓約書	⇒ P22
⑧ 各種同意書	⇒ P22
⑨ 振込先銀行等口座番号確認書	⇒ P22
⑩ 対象住宅の位置図（地図）	⇒ P22
⑪ 工事内容が記載された各階平面図	⇒ P23, 32
⑫ 委任状（代理人申請の場合）	⇒ P23
⑬ 母子手帳のコピー（妊娠している子を加える場合）	

6. その他の工事内容及び加算について

(1) 住環境向上工事

◆外部工事◆

- 屋根のふき替え、瓦の取替、防水又は塗装その他の屋根工事
- 外壁の張替え、塗装、シールの打替
- 雨どいの取替え、塗装その他の樋工事
- 開口部及びサッシ、ガラスの取替
- 既存の外装の修繕等

◆内部工事◆

- 内装工事：床、壁、天井材の張替、間仕切りの移動壁紙の張替
　　床、壁、天井材の塗替え、畳の入替、表替
- 左官工事：玄関、浴室、土間等のタイルの張替
- 建具工事：建具の取替、ガラスの取替、網戸の張替・取替
- 造作工事：棚、下駄箱等造り付け家具の設置、手すりの設置
- 既存の内装の修繕

◆設備工事◆

- 浴室工事：ユニットバス・浴槽の取替、既存の給湯設備の取替
- 厨房工事：システムキッチンの取替その他の厨房設備工事
- 衛生設備工事：洗面台、和便器の洋便器への取替（配管等を含む）
　　給水管、排水管及びガス管の取替、ボイラー、温水器の取替等
- 電気工事：換気設備の設置、配線、コンセントの設置
　　（工事を伴わない照明器具等電化製品等の設置を除く）

◆その他の工事◆

- 既存住宅の増改築工事（既存住宅の全部の解体工事を除く）
- 玄関土間の段差解消
- 外部工事、内部工事、設備工事に関連して行う部分解体工事

※ 補助対象工事の施工後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価の申請を行うときは、当該申請に係る手数料を補助対象経費に加えることができます。

(2)補助対象とならない工事

【対象住宅の条件に該当しない工事】

- 店舗、事務所、工場などのリフォーム工事
- 車庫、倉庫、離れ、物置などのリフォーム工事
(ただし、ビルトインガレージは一部対象となるものがあります)
- 賃貸住宅のリフォーム工事

【対象工事の条件に該当しない工事】

- 門扉、塀、植栽、剪定などの外構工事
- 下水道、浄化槽等の設置や改修、設置に伴う配管等の工事（住宅外部分）
- 雨水浸透ます、雨水タンクの設置工事
- 防犯機器、防災機器、通信機器等の設置工事
- アンテナのみの取替工事
- エアコンや照明器具等の家電製品の設置工事
- ハウスクリーニング、排水管等の清掃
- シロアリ駆除等の消毒、薬剤散布
- ウッドデッキ、サンルーム等の設置及び改修工事
- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システム、家庭用燃料電池システムの設置工事
- 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事

【補助条件に該当しない工事】

- 介護保険制度を利用したバリアフリー等工事
- 国・県・市の補助制度を利用して行う工事



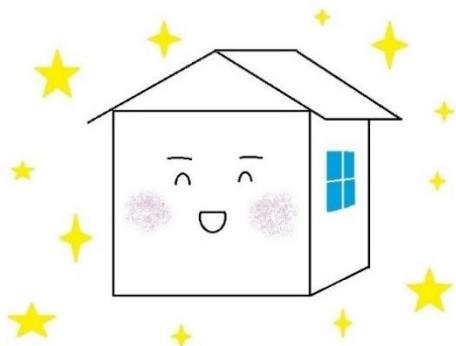
(3) 加算の添付書類

◆移住者加算◆



- 過去の居住及び申請後の居住に関する誓約・承諾書

◆リノベーション加算◆



- 建物売買契約書のコピー
※建物登記が完了していない人

◆三世代同居・近居、多子世帯加算◆

【三世代同居・近居】

- 対象者全員が記載された住民票の写し
※世帯分離をしている場合は、すべての世帯分

- 近居は、近居の対象者等の所有する住宅が、申請住宅から 1km 以内となることを確認するための書類（地図等）

- 近居は、近居の対象者等の所有する住宅が申請時点で 1km 以上離れていることを確認する書類（地図等）及び近居の対象者等の所有を確認できる書類

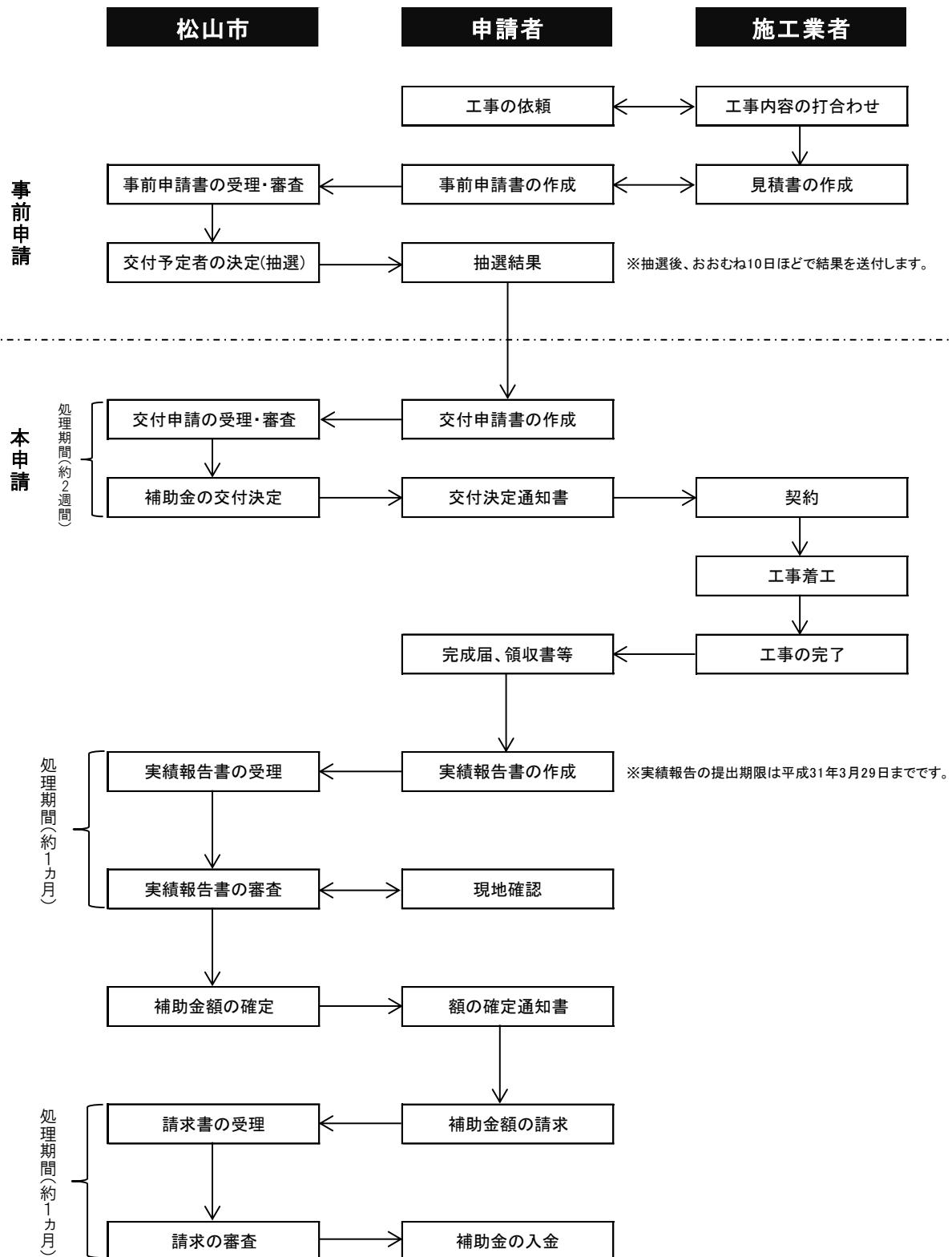


【多子世帯】

- 対象者全員が記載された住民票の写し
- 母子手帳のコピー（妊娠している子を加える場合）

7. 補助交付手続

(1)手続の流れ



(2)提出書類の詳細(事前申請時)

①提出書類

【補助金交付事前申請書】

○事前申請受付時、職員が「補助金交付事前申請書」に事前申請用の受付番号を記入し、本人控用のコピーをお渡しいたします。抽選が行われる場合、この番号が抽選番号となりますので、失くさないように保管してください。

【補助対象工事等の見積書（コピー）】

○「基本工事」と「住環境向上工事」に区分して作成してください。（作成例P28）
○原本は本申請時に提出してください。

<作成時の注意点>

- 施工業者の押印。（代表者名記入）
- 部屋別に工種ごとの数量が確認できること。
- 工事費を合算し、「一式」と記載したものは不可。
- 工種をひとまとめにした「〇〇パッケージ」と記載したものは不可。
- 書式は自由。（通常使用しているものでも可）
- 補助対象外工事も含めた見積書の場合は、対象・対象外を明記すること。
- 安全・安心（耐震）タイプで申請する場合は、リフォーム工事の見積書と耐震改修工事の見積書を分けてご用意ください。

【委任状（事前申請用）】

○代理の方が申請を行う場合は提出してください。
○会社が委任を受けた場合は、担当者が記名・押印をしてください。

事前申請書の記入例

【補助金交付事前申請書】

補 助 金 交 付 事 前 申 請 書

(宛先)松山市長

事前申請書類の確認をした上で、
記入していただきます。

平成 年 月 日

申請者 郵便番号 **791-8571**
住 所 松山市二番町4丁目7-2

フリ 氏 名 **ソヤマ タロウ**

印

電話番号 **089-948-6349**

上記受付番号が抽選番号となります。

平成30年度において、下記のとおり「松山市わが家のリフォーム応援補助
書類を添えて事前申請します。

記

登記上の地名地番を
記入してください。

工事予定住宅の住所(地番)		松山市二番町4丁目7-2	
施工業者	業者名	道後建設(株)	
	電話番号	089-948-6934	
申請タイプ		■長寿命・省エネタイプ	□バリアフリータイプ
工事費 (税抜)	住環境向上工事費	□安全・安心タイプ(木耐震)	□子育て応援タイプ
	基本工事費	1,500,000円	※太枠内は記入し てください。
	移住者利用加算	□該当	■非該当
	リハーベーション加算	■該当	□非該当
	三世代・多子世帯	□該当	■非該当
	合計	¥3,500,000円	工事費は、税抜で記入 してください。
補助金交付申請額			円

※ 工事予定の見積書(コピー)を添付して提出してください。

※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

※ 申請タイプ及び加算については、該当箇所をチェックしてください。

(3)提出書類の詳細(本申請時)

①提出書類

【補助金交付申請書】

※様式第1号（記入例 P25）

【写真】

- リフォームを行う住宅の全景写真（2方向から各1枚）
- 申請するすべての施工部分の写真（2方向から各1枚）
※ A4写真専用台紙に貼り付けて、提出してください。
(写真専用台紙と同じようにA4にプリントアウトしたものでも可)

【住民票の写し】

- 3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可）
- 子育て応援タイプで申請の場合は、世帯全員が記載されたものが必要です。
- 多子世帯加算を申請する場合は、世帯全員が記載されたものが必要です。
※ 三世代同居・近居加算を申請する場合に、住民票の写しで三世代の続柄確認ができる
ければ、追加書類として戸籍謄本の提出をお願いすることもあります。

【市税を滞納していないことを証する書類】

- 原則「完納証明書」を提出していただきます。
- 他市から転入予定の方で、住宅の購入後まだ課税がされていない方は、前住所地の市役所
で完納証明書もしくは納税証明書を提出してください。
- 単身赴任者等で他市に住所を置かれている方は、松山市の完納証明書及び住所地の完納
証明書もしくは納税証明書を提出してください。
- 3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可）
※ 「完納証明書」は、本庁2階納税課及び各支所で発行されます。

【登記事項証明書（建物）】

- 「登記事項証明書（建物）」を提出していただきますが、登記事項証明書（建物）で所有
者の確認ができない場合は、必要な諸手続を行ってください。
※未登記建物の場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。
- 3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可）
※「登記事項証明書（建物）」は、管轄法務局で発行されます。

【補助対象工事等の見積書（原本）】

「基本工事」と「住環境向上工事」に区分して作成してください。（作成例P28）

＜作成時の注意点＞

- 施工業者の押印。（代表者名記入）
- 部屋別に工種ごとの数量が確認できること。
- 工事費を合算し、「一式」と記載したものは不可。
- 工種をひとまとめにした「〇〇パッケージ」と記載したものは不可。
- 書式は自由。（通常使用しているものでも可）
- 補助対象外工事も含めた見積書の場合は、対象・対象外を明記すること。
- 安全・安心（耐震）タイプで申請する場合は、リフォーム工事の見積書と耐震改修工事の見積書を分けてご用意ください。

【暴力団排除に係る誓約書】

○誓約書に署名・捺印の上、提出してください。

【各種同意書】

(1) 共有者同意書

- リフォーム工事を行う住宅を複数名で所有している場合に提出。
- 相続手続ができていない場合（複数の相続人）に提出。

(2) 納付状況確認同意書

- 完納証明書が取得できない場合に提出。

(3) 住宅の共有に関する同意書

- リフォーム工事を行う住宅を複数名で所有している場合で、特別な事情により「共有者同意書」が提出できない場合に提出。

【振込先銀行等口座番号確認書】

提出する口座は、必ず申請者名義の口座にしてください。

【対象住宅の位置図】

住宅周辺の地図を提出してください。（A4）

※住宅地図のコピーでも可。

【工事内容が分かる図面】

各階平面図等（作成例P32）

- 各階の平面図に工事内容を記入し、提出してください。工事をしない階も必要です。
(住宅であることを確認するため)
- 耐震改修工事と併せてリフォーム工事を行う場合は、区別して作成してください。
- 書式は自由。
- 併用住宅の場合は住宅部分が1/2以上であることが確認できること。

【省エネ改修工事内容確認書】

基本工事で「省エネタイプ」を選択した場合に提出してください。

【委任状】

- 代理の方が申請を行う場合は提出してください。
- 会社が委任を受けた場合は、担当者が記名・押印をしてください。

②加算申請の必要書類

【移住者】

実績報告後3年間は定住する条件ですので、「過去の居住確認及び申請後の居住に関する誓約・承諾書」を提出してください。

【リノベーション】

既に登記簿の所有者が申請者になっている場合は登記事項証明書（法務局発行）で確認します。
登記簿の名義変更が完了していない方は、建物の売買契約書のコピーを提出してください。

【三世代同居・近居】

申請時点で同居や近居の状態でない事を確認するために、親・子・孫等の対象者全員の住民票の写しと、近居は、対象者が申請時点で1km以上離れていることを確認する書類（地図等）と実績報告時に1km以内となることを確認するための書類（地図等）を提出してください。

③注意

○補助金交付決定通知書を受け取ってから、工事の契約・工事着手をしてください。
○変更について

※申請時の工事内容に変更等のある方は、「補助金交付変更（中止）承認申請書」を提出し、
変更内容の承認を受けた上で工事を進めてください。

※補助金交付決定を受けた金額に変更のない場合も、工事内容に変更がある場合は、提出する必要があります。

※補助金交付決定の額の増額は不可です。

※変更の手続を行うと、「補助金交付変更（中止）承認通知書」が申請者の方へ郵送されますので、承認を受けた後に承認した工事内容にて再度「変更後契約書」を作成してください。



交付申請書の記入例

【補助金交付申請書】

様式第1号（第6条関係）

松山市長 野志 克仁 様

申請書類の確認をした上で、
記入していただきます。

平成 年 月 日

申請者 郵便番号 **791-8571**
住 所 松山市二番町4丁目7-1
氏 名 フジヤマ タロウ
電話番号 **089-948-6349**

使用する印鑑は、(交付
申請書・実績報告書・
請求書)すべて同一の
ものでお願いします。
※ゴム製のネーム印
(シャチハタ等)は、
使用不可です。

補助金交付申請書

平成 年度において下記のとおり松山市わが家のリフォーム応援補助金を交付されたく、松山市
わが家のリフォーム応援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を
登記上の地名地番を
記入してください。

工事予定住宅の住所（地番）		松山市二番町4丁目7-2	
施工業者	業者名	道後建設株	
	代表者名	道後 二郎	
	所在地	松山市道後町○丁目△一□	
	電話番号	089-948-6934	
工事期間（予定）		平成●●年■■月▲▲日～平成●●年■■月▲▲日	
申請タイプ		■長寿命・省エネタイプ	□バリアフリータイプ
		□安全・安心タイプ（木耐震）	□子育て応援
工事費 (税抜)	基本工事費	1. 500. 000円	
	住環境向上工事費	2. 000. 000円	
	移住者利用加算	<input type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	リノベーション加算	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
	三世代・多子世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	合計	¥3. 500. 000円	
補助金交付申請額			

申請時の予定を記入
してください。申請後
工期が変わっても問題
ありません。

太枠内は、住宅課職員
が受付時に記入します
ので、記入しないでく
ださい。

工事費は、税抜で記入
してください。

※ 裏面に必要な添付書類及び申請の際に注意すべき重要事項が記載されています。お読み
ください。

※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
※ 申請タイプ及び加算については、該当箇所をチェックしてください。

【銀行等口座番号確認書】

記入日 平成 年 月 日

松山市長 野 志 克 仁 様

申請者 郵便番号 **791-8571**

住 所 松山市二番町4丁目7-2

フリ ガナ マツヤマ タロウ
氏 名 松山 太郎 印

生年月日 大正・昭和・平成 ●●年■■月▲▲日

銀行等口座番号確認書

振込先	●●●●		■■■■	
	銀行 ・ 金庫 ・ 組		本店 ・ 支店 ・ 支所 ・ 張所	
	口座種別	口座番号	口座名義人	
	■ 普通 □ 当座	1234567	(フリガナ) マツヤマ タロウ	(氏名) 松山 太郎

※振込先の口座名義人は必ず申請者でお願いします。

※捺印は、申請書と同じ印鑑でお願いします。

※ゆうちょ銀行の場合は「記号・番号」ではなく「振込み用口座（店名・預金種目・口座番号）」を記入してください。

【省エネ改修工事内容確認書(工事前確認書)】

省エネ改修工事内容確認書（工事前確認書）

証明申請者		住 所 松山市二番町4丁目7-2
		氏 名 松山 太郎
工事予定住宅の住所（地番）		松山市二番町4丁目7-2
工事の種別及び内容	必修となる省エネ工事	
	上記と併せて行う改修工事	
	工事 内容	リビング窓取替 リビング天井断熱材敷き込み

上記の予定工事が、平成25年省エネルギー基準に適合している内容であることを図面及び見積書にて確認したことを証明します。

証 明 年 月 日 平成 ●●年 ■■月 ▲▲日 記入日

【証明者】

証明を行った建築士	氏 名 道後 二郎	印	
	住 所 松山市本町○丁目△-□	登録番号 ●●●●号	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） 愛媛県	
証明を行った建築士の属する建築士事務所等	名 称 道後建設(株)		
	所 在 地 松山市道後町○丁目△-□		
	一級建築士、二級建築士事務所又は木造建築士事務所、建築会社、リフォーム会社、その他の別	建設会社	
登録年月日及び登録番号（建築士事務所の場合のみ）			

【見積書記入例】

参考

工事見積書

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

工事名 : ○ ○ ○ 邸改修（リフォーム）工事

工事場所： 松山市 ○○町○○

見積り金額： ¥2, 160, 000-

(消費税額：¥160, 000-を含みます)

見積り有効期限： 平成 年 月 日です。

業者名

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

住所 松山市 ○○町 ○ ○

電話番号 (089) ○○○-○○○○

(担当者： ○ ○)

基本工事の項目は、1～4のいずれか1つのみ（申請タイプの内容のみ）を記入してください。

	名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	【わが家のリフォーム支援工事】						
A	基本工事（必須）	【1～4のいずれか1つ】					
1-1	長寿命タイプ	50万円以上					平面図要
	外部 屋根改修工事（塗装、取替）		式	1			
	外壁改修工事		式	1			
	小 計						
1-2	省エネ工事タイプ（断熱・窓等）	（省エネ改修工事内容確認書）要	式	1			平面図要
	小 計	50万円以上					証明書要
2	バリアフリータイプ	50万円以上					平面図要
	バリアフリー工事		式	1			
	小 計						
3	安全・安心タイプ	木造住宅耐震改修等補助事業と併用で住環境工事50万円以上					耐震工事図面要 リフォーム平面図要
4	子育て応援タイプ	同居者に18歳未満がいる者等で住環境工事50万円以上					平面図要
B	住環境向上工事	基本工事以外の対象工事を記入	式	1			
	小 計						
C	【 合 計 】						
	【 総 合 計 額 】						

0	名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 頓	備 考
	【わが家のリフォーム応援工事】						
A	基本工事						
1-1	外部 屋根改修（塗装）工事		式	1			
	外壁改修（塗装）工事		式	1			
	小 計						
1-2	省エネ工事		式	1			
	小 計						
2	バリアフリー工事		式	1			
	小 計						
B	住環境向上工事						
-1	内部 台所改修工事		式	1			
-2	浴室改修工事		式	1			
-3	洗面所改修工事		式	1			
-4	便所改修		式	1			
-5	1階和室（A）改修		式	1			
-6	電気設備工事		式	1			
-7	給排水設備等工事		式	1			
-8	諸経費		式	1			
	小 計						
	【 リフォーム工事合計 】						対象工事費
C	消費税（8%）		式	1			
	【 総 合 計 額 】						

	名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 頓	備 考
	【 内 訳 】						
1	屋根改修（塗装）工事						
		高压洗浄（水洗い）	m ²	105.3			
	(項目は追加の事)	下塗り（・・・・）	m ²	105.3			
		中塗り（・・・・）	m ²	105.3			
		上塗り（・・・・）	m ²	105.3			
		...					
	付帯工事	軒天塗装替					
		庇屋根塗装替					
		雨樋（軒樋・縦樋）塗装					
		...					
	(計)						
	外壁改修（塗装）工事	仮設足場組立、解体（・・・）	m ²	185.5			
		高压洗浄	m ²	150.5			
	(項目は追加の事)	養生（・・人役）	式	1			
		下地補修	m ²				
		コーキング撤去・打地替	m				
		下塗り（・・・）	m ²	150.5			
		上塗り（・・・）	m ²	150.5			
		その他（・・・）					
		...					
	(計)						
	小 計						

	名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 頓	備 考
1-1	省エネ工事						
	(部屋別・窓改修内容を記入)	居間窓改修 (1800×1800)	箇所				
		6畳窓改修 (1800×900)	箇所				
	壁 断熱材 () mm		m ²				
	天井 断熱材		m ²				
	床 断熱材		m ²				
	床・壁・天井等 撤去 (別々に)		m ²				材工共
	床・壁・天井等 復旧 (別々に)		m ²				
	...						
	小 計						
2	バリアフリー工事						
	(段差解消・手すり等)						
	居間と廊下等との床段差解消	居間床下地調整	m ²				
		床材増し張り (・・・)	m ²				
	手すり設置等	階段手すり新設 (・・・)	m				
		廊下手すり (・・・)	箇所				
	諸経費		式	1			
	【 小 計 】						

	名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 頓	備 考
B	住環境向上工事						
-1	内部改修工事						
	台所改修工事	既存流し台撤去	式	1			
		既存壁・天井撤去 (・・・)	m ²				
	(部屋別・工種別に記入)	システムキッチン新設	台	1			材工共
	(項目は追加の事)	壁新設 (・・・)	m ²				
		天井新設 (・・・)	m ²				
		大工手間 (人役)	式	1			
		壁・天井 クロス張り	m ²				
		...					
	(計)						
	名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 頓	備 考
-2	浴室改修工事	既存浴室撤去	式	1			
		既存壁・天井撤去 (・・・)	m ²				
	(部屋別・工種別に記入)	ユニットバス新設 (・・・)	台	1			材工共
	(項目は追加の事)	ユニットバス組立 (・・・)	式	1			人役
		手すり取り付け (材工共)	箇所	1			
		壁新設補修 (・・・)	m ²				
		天井新設 (・・・)	m ²				
		大工手間 (人役)	式	1			
		壁・天井 クロス張り	m ²				
		...					
	(計)						

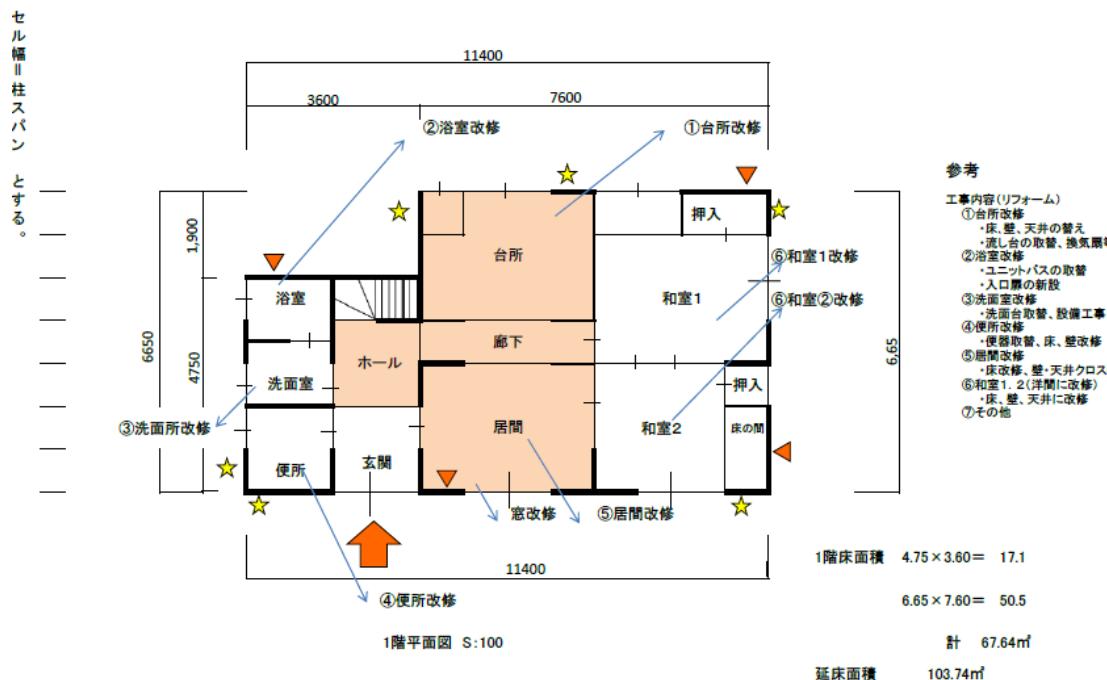
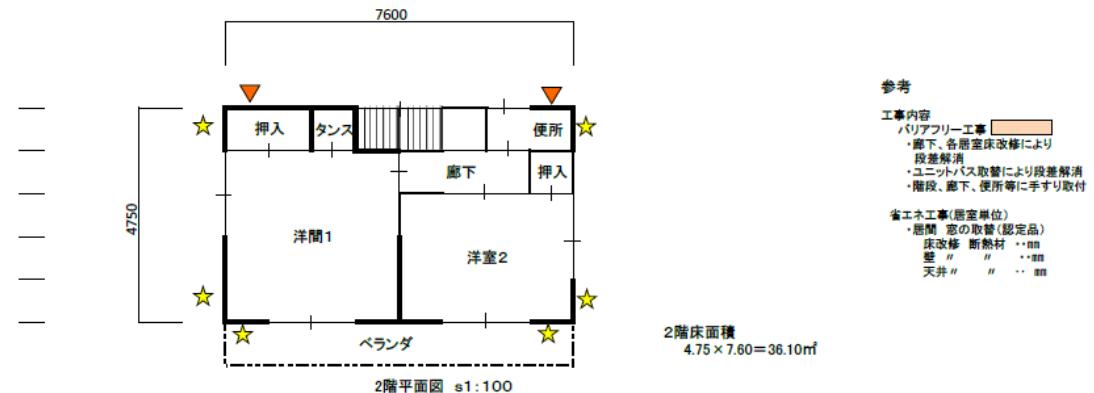
	名 称	規 格	单 位	数 量	单 価	金 領	備 考
-3	洗面所改修工事						
	(上記を参考に記入)						
	(計)						
-4	便所改修工事						
	(上記を参考に記入)						
	(計)						
-5	1階和室（A）改修						
	既存壁（クロス）撤去		m ²			材工共	
	（部屋別・工種別に記入）	既存天井（クロス）撤去	m ²			材工共	
	（項目は追加の事）	既存床疊撤去	枚				
		壁材張替（・・・）	m ²			材工共	
		天井材張替（・・・）	m ²			材工共	
		床フローリング新設（・・・）	m ²			材工共	
		・・・					
	(計)						
	名 称	規 格	单 位	数 量	单 価	金 領	備 考
-6	電気設備工事	・・・					
	(上記を参考に記入)	・・・					
	(計)						
-7	給排水設備等工事	・・・					
	(上記を参考に記入)	・・・					
	(計)						
-8	諸経費		式	1			
	値引き（▼）	(値引きがない場合は不要)					
	(計)						
	小 計						
	A（1又は2）+Bの合計						
	【 リフォーム工事合計】					対象工事費	
C	消費税額（8%）		式	1			
	【 総 合 計 額 】						

【図面記入例】

参考図面

作図ツール→	階段	階段(曲)	建具	—		耐力壁	▽	△	接合部	★	
--------	----	-------	----	---	--	-----	---	---	-----	---	--

セル幅=柱スパンとする。



- 屋根、外壁改修工事(立面図作成し、工事概要を記入)
 •屋根塗装替え
 •外壁モルタル塗装替え
 •庇、軒樋、樋の塗り替え
 •その他

(4)提出書類の詳細(実績報告時)

①提出書類

【実績報告書】

住所の変更があった方は、新しい住所で記入してください。

※使用する印鑑は、申請時に押印したものと同じものを使用してください。

【完成届】

業者の方に記入していただいてください。

【補助対象工事等の施工中の施工部分写真】

○施工箇所ごとに手順が確認できるように撮影してください。

○台紙に写真を貼り付けるか、A4に3枚が入るように印刷してください。

【補助対象工事等の施工後の施工部分写真】

すべての施工部分の写真（2方向から各1枚）

※バリアフリーの改修箇所については、段差解消部分の接写が必要です。

【工事請負契約書のコピー】

○申請者の方と施工業者の方の両方が必ず押印してください。

○契約日及び工事期間が補助金交付決定以後であることを確認してください。

○補助対象工事以外を含めて契約する場合は、補助対象額（税抜）を記入してください。

【補助対象工事等に係る領収書のコピー】

銀行振込の場合も、領収書は発行してもらってください。

【新住所（対象住宅）への転居後の住民票の写し】

申請時から住所変更をした方は、新しい住所の住民票の写しを提出してください。

【省エネ改修工事内容確認書】

省エネタイプの方は、設計士の方に工事内容の確認書の記入をしていただいて提出してください。

【耐震改修完了報告書及び工事内訳書のコピー】

安全・安心（耐震）タイプの方は、耐震改修完了報告書及び工事内訳書のコピーを提出してください。

【建築確認の検査済証のコピー】

増築等を含むリフォーム工事で、建築確認申請が必要な工事については、検査済証のコピーを提出してください。

②加算申請の方の必要書類

【移住者】

交付申請時に住民票が申請場所になかった方は、新しい住所の住民票の写しを提出してください。

【リノベーション】

申請時、登記簿の名義変更が完了していなかった方は、申請者の所有が確認できる建物の登記事項証明書を提出してください。

【三世代同居・近居】

実績報告時に同居や近居の状態であることを確認するため、親・子・孫等の対象者全員の住民票の写しと、近居の場合は申請住宅から1km以内に居住していることが確認できる資料（地図等）及びその住宅を所有していることが確認できる書類（登記事項証明書）を提出してください。

実績報告書の記入例

様式第6号（第9条関係）

松山市長 野志 克仁 様

報告書類の確認をした上で、
記入していただきます。

平成

申請者 郵便番号 **791-8571**
住 所 松山市二番町4丁目7-2

フリ 名 **松山 太郎**

電話番号 **089-948-6349**

現地確認の連絡をします
ので、日中連絡のつく
番号をお願いします。

実績報告書

使用する印鑑は、（交付
申請書・実績報告書・請
求書）すべて同一のもの
でお願いします。
※ゴム製のネーム印
(シャチハタ等)は、
使用不可です。

平成□□年○○月△△日付け 松（住り）第●●●●号により交付決定を受
のリフォーム応援補助金について、対象となる工事が完了しましたので、松山市
ム応援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します

交付決定時に市から
送付しました“補助金交
付決定通知書”の右上に
記載されている日付、
通知番号を記入してく
ださい。

リフォーム実施住宅の住所（地番）		松山市二番町4丁目7-2			
施工業者	業者名	道後建設(株)			
	代表者名	道後 二郎			
	所在地	松山市道後町○丁目△一□			
	電話番号	089-948-6934			
工事期間	平成●●年■■月▲▲日 ~ 平成●●年■■月▲▲日				
申請タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 長寿命・省エネタイプ <input type="checkbox"/> バリアフリータイプ <input type="checkbox"/> 安全・安心タイプ（木耐震） <input type="checkbox"/> 子育て応援タイプ				
工事費 <u>（税抜）</u>	基本工事費	1. 500. 000円			
	住環境向上工事費	2. 000. 000円			
	移住者利用加算	<input type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当		
	リノベーション加算	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当		
	三世代・多子世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当		
	合 計	¥3. 500. 000円			

※裏面に必要な添付書類が記載されていますので、必ずお読みください。

※申請タイプ及び加算については、該当箇所をチェックしてください。

【完成届】

様式第7号（第9条関係）

完 成 届

工事発注者 (申請者)	(住所) 松山市二番町4丁目7-2 (氏名) 松山 太郎
施工場所 (地番)	松山市二番町4丁目7-2
施工内容（箇所） 【工事概要記入】	・サイディング（外壁） ・床フローリング張替（リビング・1F洋室・2F洋室） ・壁紙張替（和室・洋室・キッチン） ・風呂ユニット取替
施工期間	(着手日) 平成 ●●年 □□月 ▲▲日 (完了日) 平成 ●●年 □□月 ▲▲日

上記について、申請どおり工事が完了したことを証明します。

記入日

平成

普段使用している
ゴム印等がある場合は、
使用していただいて
構いません。
押印する印は、必ず
代表者印を使用して
ください。

業者名

道後建設(株)

所在地

松山市道後町○丁目△一□

代表者氏名

道後 二郎

印

連絡先

(089) 948-6934

※押印は、法人の場合は会社印、個人事業者の場合は社長印を使用してください。

(4)提出書類の詳細(補助金交付請求時)

①提出書類

【請求書】

申請時に振込先銀行等口座番号確認書に記載の口座を記入してください。

【アンケート】

今後の参考にさせていただきますので、記入してください。

※請求書・アンケートは、住宅課まで送付又は持参していただくか、お近くの支所にお持ちいただき、住宅課まで郵送をお願いしてください。

[補助金交付請求書]

様式第9号（第11条関係）

記入日

平成 年

松山市長 野志 克仁 様

申請者 郵便番号 **791-8571**

住 所 松山市**二番町4丁目7-2**

フリ 氏名 **マツヤマ タロウ**
名 松山 太郎

電話番号 **089-948-6349**

使用する印鑑は、（交付申請書、実績報告書、請求書）すべて同一のものでお願いします。
※ゴム製のネーム印（シャチハタ等）は使用不可です。

印

補助金交付請求書

平成〇〇年△△月□□日付け 松（住り）第●●●●号 をもって交付額が確定
市わが家のリフォーム応援補助金について、松山市わが家のリフォーム応援補助金
額第11条の規定により、補助金の交付を請求します。

現地確認後に、市が送付する”補助金交付額確定通知書”の右上に記載されている日付、通知番号を記入してください。

補助金交付請求額

¥400,000円

申請時に提出した口座と同じ口座を記入してください。

振込先	●●●		□□□□	
	銀行	・ 金庫 ・ 農協	本店	
	口座種別	口座番号	・ 支店 ・ 支所 ・ 出張	
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	1234567	(フリガナ) マツヤマ タロウ (氏名) 松山 太郎	
※使用する印は、以前提出された申請書で使用した印と同一のものを使用してください。				

8. その他

(1) 注意事項

- 基本工事には、(1) 長寿命・省エネタイプ (2) バリアフリータイプ (3) 安全・安心(耐震) タイプ (4) 子育て応援タイプの4種類があり、いずれかの該当工事を50万円以上行う必要があります。
- 加算措置は、(1) 移住者 (2) リノベーション (3) 三世代同居・近居、多子世帯の3種類があり、該当するすべての加算を受けることが可能です。
- この制度は、同一市民につき一回限り申請可能です。(住まいのリフォーム補助事業を含む)
- 移住予定者(住民登録を行う予定の者)として申請する場合、現住所が市外であっても申請は可能です。ただし、申請手続などの際には、窓口にお越しいただく必要があります。
- 申請手続、実績報告は、窓口での受付のみとなります。郵送やFAXでの受付はできません。なお、請求書の提出は郵送でもかまいません。この場合、押印不備のないよう確認をお願いします。
- 申請手続等は、代理者での手続も可能です。ただし、その際には、委任状が必要となります。
- 申請書等は、松山市住宅課、支所、市民サービスセンター等の窓口にて配布しているほか、住宅課ホームページからもダウンロードできます。
- 補助金の交付決定を受ける前に契約及び工事着手している住宅は補助対象外です。
- 住宅の新築は補助対象外です。
- 国の所得税や、市の固定資産税の減税は併用可能ですが、国と市による住宅支援事業との併用は不可です。
- 提出書類に押印する印鑑は、すべて同一のものを使用してください。
- 実績報告提出後、1カ月以内を目途に松山市より申請者へ現地確認の日時を連絡致します。
- 現地確認終了後、1カ月以内に「補助金交付額決定通知書」と「補助金交付請求書」と「アンケート」が郵送されます。

(2)リフォーム Q&A

◆補助対象について◆

Q1 市内に複数の住宅を所有しているのですが、それぞれの住宅で補助申請をすることはできますか？

A1 申請者の方が所有し、お住まいになっている建物のみが対象です。

Q2 以前に制度を利用したのですが、新たに住宅を購入し、リフォーム工事を行う予定です。もう一度補助金の申請を行うことは可能でしょうか。

A2 この制度は同一市民につき一回限りとなっていますので、申請できません。

Q3 分譲マンションのリフォームは対象になりますか？

A3 自らが居住の用に供している部分（専有部分）のみ対象となります。

Q4 店舗等が併設された住宅は対象になりますか？

A4 併用住宅は住宅部分が1/2を超える場合は対象ですが、内部は自らが居住の用に供している部分のみとなります。また、外壁の改修や屋根の補修などの外部工事については、すべてを対象とします。

Q5 倉庫を住宅に改修し新たに居住したいと考えているのですが、補助の対象になりますか？

A5 申請時に、対象建物の1/2を超える部分が住宅でない場合は、補助対象外となるので申請できません。

Q6 住宅の1階部分に駐車スペースを作っている場合、駐車スペースのリフォーム工事は対象になりますか？

A6 四方が壁等で囲まれて、かつ、ガレージと建物内部が直接行き来できる場合は対象となります。

Q7 賃貸マンションの中にあるオーナー所有部分のリフォームは対象になりますか？

A7 自らが居住の用に供している部分を住宅として区分して登記している場合は対象となります。

Q8

長寿命タイプの工事と、バリアフリータイプの工事を合計すると50万円となりました。
この場合、申請をすることはできますか？

A8

申請する各タイプの工事が単独で50万円以上必要です。申請タイプ以外の他のタイプの基
本工事は、住環境向上工事として取り扱うため、今回のケースは申請できません。

Q9

リフォーム工事を行う住宅に長年住んでいるのですが、相続手続が完了していないため、
登記の変更ができていません。この場合でも申請できますか？

A9

必要な諸手続を行うことで、申請が可能な場合がありますので、まずは申請窓口に一度
お問い合わせください。

Q10

リフォーム工事を行う住宅が未登記となっていますが、この場合は申請できますか？

A10

申請時点で未登記の住宅は申請できません。

◆対象工事等について◆

Q11

新築時、市外に本社のある会社（ハウスメーカー）で建設したので、リフォームも同じ会社に
お願いしたいのですが、補助対象になりますか？

A11

市内に事業所等がある施工業者が行うリフォーム工事が補助対象となります。

Q12

ホームセンターなどで材料を購入し、自らが施工した場合の材料費は対象になりますか？

A12

ご自身で自宅の一部を修繕した場合は、補助対象外となります。

Q13

リフォーム工事にかかる諸経費も補助対象工事費に含めて問題ないですか？

A13

問題ありません。ただし、消費税は含めることはできません。

Q14

工事が4ヶ月以上かかることがわかった場合はどのようにすればよいでしょうか？

A14

工事が4ヶ月以上かかることがわかった時点では理由書を作成の上、ご相談ください。

Q15 リフォーム工事に伴い外したエアコン等の機器の復旧工事は対象になりますか？

A15 リフォーム工事を行う際、その工事に影響が出るためエアコン等の機器を外し、リフォーム工事後、元の場所に戻す場合の工事は対象となります。

Q16 内装工事をする際にカーテン・ブラインドを変更するのですが、その代金も工事代金に含めて良いですか？

A16 カーテン、ブラインド(電動のものを含む)は消耗品としての取扱いとなりますので、補助の対象外となります。

Q17 バルコニーの防水は補助対象工事に該当しますか？

A17 エクステリアのバルコニーでない場合は補助対象部分となりますので、防水工事も住環境工事の補助対象工事となります。

◆事前申請について◆

Q18 事前申請には、住民票等の添付は必要ないですか？

A18 事前申請時には、事前申請書及び見積書のコピーで受付を行います。
本申請時に、補助対象条件等の確認を書類にて行います。

Q19 事前申請で抽選に当たったのですが、工事をしなくなりました。
何か手続き等が必要でしょうか？

A19 連絡は必要ありません。本申請受付期間に申請がなかったものは、キャンセルとして取扱います。

Q20 事前申請で提出した見積もりの内容が本申請までに変更になったのですが、本申請は可能でしょうか？

A20 事前申請書に記入した工事費が補助対象工事費の上限となりますが、本申請は可能です。

Q21 第1期で、抽選にハズレたのですが、同じ内容で第2期に申し込みはできますか？

A21 第2期で新たに申し込みは可能です。

◆交付申請について◆

Q22 申請書類は、どこで入手できますか？

A22 住宅課窓口、各支所、サービスセンター窓口にて配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることも可能です。

Q23 申請書類に使用する印鑑は、認印でも構わないですか？

A23 使用ください。
使用する印鑑は、認印でも構いませんが、提出書類の作成時には、すべて同一のものをご

また、ゴム製のネーム印(シャチハタ等)は、使用不可です。

Q24 高齢等のため、交付申請に必要な書類を揃えることができない場合、どのようにすれば良いのか？

A24 この補助制度では、申請者本人の印が押された委任状をお持ちの方であれば、代理の方で申請が可能です。身内の方や施工業者の方に代理申請について相談してください。ただし、代理の方の場合、受付時において代理の方の身分証等の提示を求める場合もありますので、ご了承ください。

Q25 交付申請後、どのくらいで交付決定がなされますか？

A25 概ね2週間程度で交付決定通知を発送します。ただし、書類等の不備や連休等があれば、発送までにさらに時間がかかる場合があります。

Q26 市で施工業者は紹介してくれるのですか？

A26 市で特定の事業者を紹介することはできません。
インターネットや電話帳などで施工業者を探してください。

Q27 交付決定通知書が届いて、交付予定額の通知を受けたのですが、リフォーム業者との打合せで、申請時に申告していた工事箇所に加えて、別の部分についてもリフォームすることになりました。

交付決定後であっても補助金額の変更をすることはできますか。
A27 申請した工事に変更がある場合には、「補助金交付変更(中止)承認申請書」の提出が必要となりますので、速やかに住宅課住宅施策担当(Tel948-6349)までお問合せください。
なお、交付決定後は、補助金額の増加はできません。

Q28 業者が代理申請する場合の電話番号は業者の電話番号でかまいませんか？

A28 現地確認や書類の内容確認の連絡を行いますので、必ず申請者本人に連絡できる番号を記載してください。

◆実績報告について◆

安全・安心(耐震)タイプの申請を行っており、リフォーム改修工事と、耐震改修工事を一緒に

Q29 行うのですが、それぞれの工事で工期が異なるため、先に工事の終わるリフォーム分のみ先に実績報告を行い、補助金請求をしてもいいですか？

A29 耐震改修工事が終了した後に実績報告をしていただく必要があります。

Q30 知り合いの大工さんにリフォーム工事をしてもらうので、契約書を交わす予定がありません。このような場合、実績報告書の添付書類から除外していいですか？

A30 申請者様と施工業者との間のトラブルを回避するために、契約書は必ず交わすようにしてください。契約書は実績報告書提出時の必須書類となります。

Q31 施工業者への支払は、クレジット払いでも問題ないですか？

A31 支払が完了したことが確認できる領収書を添付できるのであれば、支払い方法は自由です。

◆現地確認について◆

Q32 施工後に現地確認をすることですが、共働きなので土日でも来てもらえるのでしょうか？

A32 原則、平日の 9:00～17:00 の間の市が指定した時間に伺いますが、諸事情により指定した日時での対応が困難な場合は、ご相談ください。

Q33 現地確認の際に施工業者も同席してもらう必要はありますか？

A33 申請どおり、リフォーム工事が完了していることの確認を行いますので、施工業者が同席する必要はありません。

◆補助金の交付について◆

Q34 補助金はいつ交付してもらえるのですか？

実績報告書が提出され次第、書類確認と現地確認を行い、現地確認後2週間程度で、補助額の確定通知を送付いたします。その後、確定した額で速やかに請求してください。請求書提出後、概ね1ヵ月程度で申請者本人名義の口座へ入金させていただくことになります。

Q35 施工業者には、補助金分を差し引いた額で支払っています。補助金は、直接施工業者に入金できますか？

A35 補助金の入金先は、申請者本人名義の口座に限定させていただいています。施工業者への支払は申請者ご自身でお願いします。

◆その他◆

Q36 補助制度を利用してリフォーム工事を行った箇所で水漏れなど不具合が起こっています。
再度、修繕を行うので、修繕費は市で補償してください。

A36 リフォーム工事における業者等とのトラブルについては、施主様（申請者）が問題解決を図ってください。
なお、リフォーム工事のトラブル時の相談先として、「公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 電話相談窓口 0570-016-100」がありますので、ご活用ください。

Q37 工事が遅れて、平成31年3月29日までに実績報告が提出できませんが、工事完了しだい提出したのでよいですか。

A37 3月末までに実績報告が出せない場合は、補助金の交付決定が取消しになります。
期限内に計画的に施工を行ってください。

Q38 入院により、いつ工事に着手できるか予定が立たなくなりました。どのようにすれば良いでしょうか。

A38 申請の取下げ等の手続が必要な場合があるので、早めに住宅課のリフォーム担当まで相談してください。なお、工事に着手していない場合は、取下げを行った後、改めて交付申請を行うことができます。

悪質リフォーム業者にご注意！！

トラブル事例

突然自宅に来た訪問販売業者に屋根のふき替えを強く勧められ、見積書、契約書を作ってくれたので、その場で契約をしてしまいました。後日、他の専門業者の方に相談すると「契約額が明らかに高すぎる」と言わされたので、契約を解除したいのですが、どうすればよいですか？

■なるほど！解説

訪問販売は不意打ちは高く、消費者が冷静に判断できない状況に陥ることもあります。そのような場合は、契約する前に、そのリフォーム工事が本当に今すぐ必要なのかよく考えましょう。また、訪問販売で契約をした場合、法定の契約書面を受け取ってから8日以内であれば、「特定商取引に関する法律」第9条第1項によってクーリング・オフができます。

■トラブルに合わないためには

1. 訪問した人に身分証明、名刺等の提示を求めましょう。
2. 突然訪問販売てきて、その場で契約を迫るような業者や次々に契約をさせる業者に注意しましょう。
3. 契約は急がずに、きちんと見積りを取って、他の業者と比べるなど十分に検討するようにしましょう。
4. 契約する前に契約内容(価格・工期・工事内容・支払方法など)をよく確かめましょう。
5. 作業中は極力現場に立ち会って、作業内容の説明を受けましょう。

Point1

リフォームの悪質な訪問販売に注意！

悪質な訪問販売によるリフォーム工事の被害が後を絶ちません。なかには、巧妙な手口もみられますので、悪質訪問販売の手口に気をつけ、突然やってきた訪問販売業者などが契約を迫ってきてても、焦って契約せずに、少しでもおかしいと思ったら、はっきりと断りましょう。

悪質な訪問販売の例

* 次々販売 *

一度契約すると、同じ業者や別の業者から次々と不要な工事の契約を迫られる。

* 執拗な訪問販売 *

頼みもしないのに突然やってきて断っても何回も来訪し、執拗に契約を迫られる。

* 不安をあおる *

「無料で耐震診断をします」と言って家に上がり込み、「補修が必要ですよ。修理しないと地震の時に倒れますよ。」などと不安をあおり、法外な額で契約を迫られる。

訪問販売で契約した場合、クーリング・オフが可能です！

Point2

訪問販売による自宅での契約は、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内なら「特定商取引に関する法律」第9条第1項による契約の解除(クーリング・オフ)ができます。8日間以内であれば工事着手後でも解除できますが、手続が複雑になるため、クーリング・オフ期間中は工事に着手させないようにしましょう。

また、契約しないから帰ってほしいと伝えているのに、長時間にわたり居すわられ、困って契約した場合などは、クーリング・オフ期間が過ぎても、消費者契約法により契約を取り消せることができます。

〔クーリング・オフの手続方法〕

クーリング・オフは書面で行うことが重要です。ハガキで通知する場合は、「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、ハガキの両面をコピーして保管しておきましょう。また、郵便局で文章の内容を証明できる「内容証明郵便」を利用するのが確実です。その際は、相手に配達したことを証明できる「配達証明」を付けておくと良いでしょう。

市の職員を騙ってのセールスや市から推薦や指定を受けていると騙ってのセールスにご注意ください。松山市では、職員自らがセールスを行ったり、市がリフォーム業者を推薦したり指定をすることはありません。

■トラブルの相談窓口

(1) 住まいのダイヤル

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいのダイヤル」では、リフォーム全般に関して、トラブルや不安を抱える消費者等に対し、技術的な問題から法律的な問題まで電話相談を行っています。

(2) 消費生活センター

消費生活センターは、消費者保護を目的とした都道府県・市町村の行政機関です。

消費生活全般に関する苦情や相談を受け付け、問題解決のお手伝いをしています。

消費者ホットライン 0570-064-370

愛媛県消費生活センター 089-925-3700

松山市消費生活センター 089-948-6382

【参考文献】

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 発行 「安心・快適 住宅リフォームハンドブック」

木造住宅耐震補助事業のご案内!

松山市では、安全で災害に強いまちづくりの実現のため、木造住宅の耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を補助します。平成28年度より、申込み手続きが簡単で気軽に耐震診断を受けていただける「派遣制度」を実施しています。

STEP① まずは耐震診断から始めよう!!



希望の診断事務所はありますか？

ある

※どちらの制度を利用するかは
自由に選択できます

特になし



【補助制度】

**診断費用のうち
最大4万円補助**

診断費用6万円の場合 自己負担額2万円
(平均診断費用 約6万円)

【派遣制度】

**3000円から
実施可能**

自己負担額：3000円または9720円

診断の結果、耐震改修が必要と判定された場合は改修補助も受けられます!!



STEP② 耐震改修で地震に強い家に!!



耐震改修費用を最大 114万円 補助

【改修工事費用】 補助上限 **90万円** (平均費用約155万円)

【改修設計費用】 補助上限 **20万円** (平均費用約33万円)

【工事監理費用】 補助上限 **4万円** (平均費用約7万円)

受付期間：4月下旬から翌年1月末まで（先着順に受付）

予算が無くなり次第終了しますので、お早めに申し込み下さい。

※耐震診断・耐震改修は「登録業者」が実施する必要があります。

※松山市の補助金を利用して耐震改修工事を実施すると、所得税の控除および固定資産税の減免を受けられる場合があります。詳細につきましてはご相談下さい。

※制度の詳細については裏面ご覧下さい。

【対象となる木造住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅
(※枠組壁工法(2×4工法等)、丸太組構法、大臣等の特別な認定を得た工法のものは対象外)
- ②階数が2階以下で、延べ床面積が500m²以下のもの
- ③次の用途の住宅
 - ・専用住宅 (※共同住宅及び長屋住宅は対象外)
 - ・併用住宅 (※延べ床面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの)

【A. 松山市木造住宅耐震診断事業（補助制度）】

○対象者	対象となる住宅の所有者
○対象となる 耐震診断	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」又は一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき実施する「耐震診断」
○補助金の額	補助対象経費の3分の1+2万円、限度額4万円 (※補助対象経費の額以内)

【B. 松山市木造住宅耐震診断事業（派遣制度）】

○対象者	対象となる住宅の所有者						
○概要	「愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に登載された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。						
○住民負担の額 (評価手数料)	<table border="0"> <tr> <td>① 愛媛県建築物耐震評価委員会</td> <td>3,000円</td> <td>(約2か月に1度受付)</td> </tr> <tr> <td>② 株式会社愛媛建築センター</td> <td>9,720円</td> <td>(随時受付)</td> </tr> </table>	① 愛媛県建築物耐震評価委員会	3,000円	(約2か月に1度受付)	② 株式会社愛媛建築センター	9,720円	(随時受付)
① 愛媛県建築物耐震評価委員会	3,000円	(約2か月に1度受付)					
② 株式会社愛媛建築センター	9,720円	(随時受付)					

【C. 松山市木造住宅耐震改修等補助事業】

○対象となる 木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> ① 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅で、耐震診断を実施し評価を受けた結果、補強が必要と判断された住宅 ② 既存木造住宅に、明らかな法令違反がないもの
○対象となる 工事	対象となる工事は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、地震に対して安全な構造となるように耐震改修工事（基礎を含む）を実施し、上部構造評点が1.0以上となる工事
○対象者	対象となる住宅の所有者（登記簿等にて確認） 松山市税等を滞納していない者（完納証明添付）
○対象となる 耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」に基づき実施する「耐震改修工事」 ・改修設計者及び工事監理者は「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所 ・耐震改修事業者は、「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録及び建設業法第3条第1項に規定する許可(建築)を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者
○補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事費：補助対象経費の額で、限度額90万円 ・改修設計費：// の3分の2、限度額20万円 ・工事監理費：// の3分の2、限度額4万円 <p>※耐震改修工事を実施しない場合は、補助対象外</p>

※補助対象経費に消費税及び地方消費税の額を含めることはできません。

※耐震改修工事に係る部分の補助金を耐震改修事業者が直接受け取ることのできる代理受領制度を利用できます。

*申込方法等

- ・補助申請については必要書類を添え、建築指導課窓口に提出して下さい。(郵送不可)
- ・申請様式については、窓口で配布、並びに松山市ホームページに公開しています。
- ・耐震診断・改修等を希望される方は、建築指導課窓口で、事前相談を受け付けています。
相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、建物の登記簿謄本、(若しくは建築確認通知書)、印鑑(認印可)等を揃えてご相談下さい。これらは、申請時に必要になります。

問合せ先：松山市都市整備部建築指導課 TEL 948-6512
監察・防災担当 FAX 934-0640

お問合せ先

松山市役所 都市整備部 住宅課 住宅施策担当
〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 市役所本館7階
電話 089-948-6349
E-mail juutaku@city.matsuyama.ehime.jp